

注意事項等

- 1 本書は、特別徴収の個人の市町村民税・道府県民税（住民税）を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した（従業員等が、異動・退職・転勤等）した場合にご提出いただく用紙です。提出期限は、**該当の従業員等の異動があった月の翌月10日まで**です。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。
- 2 機械読み取りを行う場合がありますので、太枠内へ記入してください。訂正する場合は二重線で抹消してください。
- 3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

受付印

6

市町村民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書
道府県民税 特別徴収

整理番号

令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 提出	市町村長	〒 <input type="text"/>	所在地 フリガナ <input type="text"/>	（特別徴収義務者） 氏名 <input type="text"/>	個人番号又は法人番号 (右語めでご記入ください)	課税 担当 者 氏 名 電 話 番 号 内 線	5年度	特別徴収 指定 番号 宛 番 号	6年度	特別徴収 指定 番号 宛 番 号		
							特別徴収 指定 番号 宛 番 号	特別徴収 指定 番号 宛 番 号				
フリガナ	新	姓	特別徴収税額 (年税額)		(ア)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日		異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法	
氏名	1月1口 現在	元号	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成	年	月	日	例) 11月10日納期限分の場合→10月分	令和 <input type="text"/> 年	番号を記入	1. 転勤・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 長欠 6. 支払少額 7. 支払不定期 8. その他	番号を記入	<input type="checkbox"/> 特別徴収継続 <input type="checkbox"/> 一括徴収 <input type="checkbox"/> 普通徴収 (本人が納付)
生年月日	異動後	円					円	円	円	8. その他の理由を右欄へ記入		
個人番号												

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

〒 <input type="text"/>	特別徴収指定番号	担 氏 名 電 話 番 号	新しい勤務先へは、 月割額 <input type="text"/> 円 を <input type="text"/> 月分 (翌月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。
新しい勤務先 (特別徴収義務者) フリガナ	法人番号 ※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。		受給者番号
			納入書の要否 (新規の場合のみ記載)
			番号を記入 <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入 <input type="text"/>	1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定額 (ウ)と同額を 右欄に記入	円	左記の一括徴収した税額は、 <input type="text"/> 月分(翌月10日納期限)で納入します。
----------------------------	--	---------------------------	---	--

③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①及び②に当てはまらない場合に記入してください。）

番号を記入 <input type="text"/>	異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1. 異動年月日が6月1日～12月31日かつ本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日～4月30日かつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。
----------------------------	--

旧特別徴収処理欄	5年度	月分以降の月割額は <input type="text"/>	<input type="checkbox"/>	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検
	6年度	月分以降の月割額は <input type="text"/>	<input type="checkbox"/>	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L

特別徴収指定番号及び宛番号は、特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)をご確認ください。